

■報告第3号 平成 29年度四万十町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

平成 29 年度予算において承認のあった農業集落排水事業特別会計繰越明許費について、平成 30 年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越額及び財源内訳等につきまして議会に報告するものです。

【内容】

農業集落排水施設機能診断事業として 1 件・290 万円の繰越額となっています。

（「平成 29 年度四万十町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書」のとおり）

款	翌年度繰越額
1. 事業費	290 万円
計	290 万円

【根拠法令】

地方自治法施行令（抜粋）

（繰越明許費）

第 146 条 地方自治法第 213 条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。